# 農福連携等応援コンソーシアム設立総会 議事次第

日時:令和2年3月13日(金) (持ち回り開催)

- 1. 開会
- 2. 議事
  - (1) 規約確認
  - (2) 幹事承認
  - (3) コンソーシアムの今後の活動について
  - (4) ノウフク・アワードの概要案について
- 3. 閉会

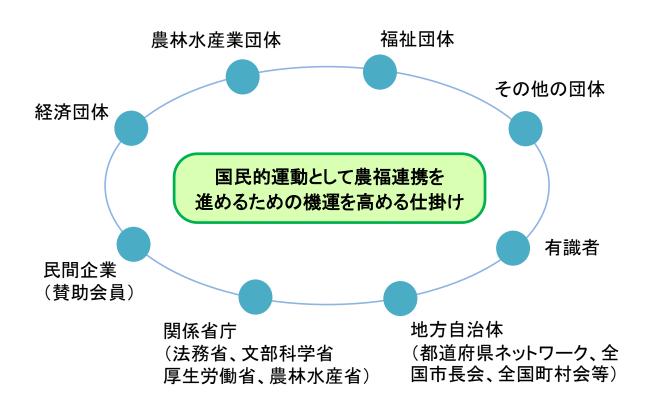
#### 農福連携等応援コンソーシアム参加団体

団体名	氏 名	役 職
一般社団法人日本経済団体連合会	佐藤 康博	審議員会副議長・農業活性化委員長(みずほフィナンシャルグループ会長)
日本商工会議所	福田 勝之	副会頭·地域活性化委員長(新潟商工会議所会頭(㈱福田組代表取締役会長))
公益社団法人経済同友会	髙島 宏平	負担増世代が考える社会保障改革委員長/東京オリンピック・パラリンピック2020委員長(オイシックス・ラ・大地取締役社長)
農福連携全国都道府県ネットワーク	鈴木 英敬	会長(三重県知事)
全国市長会	山本 龍	評議員・経済委員会委員(群馬県前橋市長)
全国町村会	庵逧 典章	副会長・経済農林委員会委員(兵庫県佐用町長)
一般社団法人全国農業協同組合中央会	中家 徹	会長
全国農業協同組合連合会	久保 省三	常務理事
全国共済農業協同組合連合会	村山 美彦	代表理事専務
農林中央金庫	金丸 哲也	代表理事専務
公益社団法人日本農業法人協会	山田 敏之	会長(こと京都(株)代表取締役)
一般社団法人全国農業会議所	二田 孝治	会長
全国森林組合連合会	村松 二郎	会長
一般社団法人全国木材組合連合会	鈴木 和雄	会長
全国食用きのこ種菌協会	川嶋 健市	会長
一般社団法人大日本水産会	白須 敏朗	会長
全国漁業協同組合連合会	岸宏	代表理事会長
全国水産加工業協同組合連合会	中山 嘉昭	代表理事会長
一般社団法人全国漁業就業者確保育成センター	小坂 智規	代表理事会長
全国社会就労センター協議会	小池 邦子	常任協議員(特定非営利活動法人長野県セルプセンター協議会会 長)
公益財団法人日本知的障害者福祉協会	井上 博	会長(社会福祉法人愛泉会理事長(山形県))
一般社団法人日本農福連携協会	皆川 芳嗣	会長理事(株式会社農林中金総合研究所理事長)
	村木 厚子	副会長理事(津田塾大学客員教授)
全国特別支援教育推進連盟	宮崎 英憲	理事長
公益財団法人矯正協会	澤田健一	理事長
認定NPO法人全国就労支援事業者機構	青沼 隆之	副会長
一般社団法人更生支援事業団	西田 博	代表理事
法務省	大橋 哲	矯正局長
	今福 章二	保護局長
文部科学省	丸山 洋司	初等中等教育局長
厚生労働省	橋本 泰宏	社会·援護局障害保健福祉部長
農林水産省	牧元 幸司	農村振興局長
(有識者)	中嶋 康博	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
(有識者)	濱田 健司	一般社団法人JA共済総合研究所主任研究員
(有識者)	米田 雅子	慶應義塾大学先導研究センター特任教授

# 農福連携等応援コンソーシアムの概要

国・地方公共団体、関係団体等はもとより、経済界や消費者、更には学識経験者等の様々な関係者を巻き込んだ国民的運動 として農福連携等を展開していくため、各界の関係者が参加し、農福連携等を応援するコンソーシアムを設置する。

# 農福連携等応援コンソーシアムのイメージ



### 〇 コンソーシアムの活動内容

- (1)「ノウフク・アワード」選定による優 良事例の表彰・横展開
- (2)農福連携等を普及・啓発するためのイベントの開催
- (3)農福連携等に関係する主体の連携・交流の促進
- (4)農福連携等に関する情報提供等

### 農福連携等応援コンソーシアム規約

#### 1 趣旨

令和元年6月に取りまとめられた「農福連携等推進ビジョン」においては、「農福連携を全国的に広く展開させて、各地域において農福連携が定着するようにしていくには、国・地方公共団体、関係団体等はもとより、経済界や消費者、更には学識経験者等の様々な関係者を巻き込んだ国民的運動として推進していくことが重要である。」とされている。このため、経済団体、農林水産業団体、福祉団体その他の関係団体、地方公共団体、関係省庁等の様々な関係者が参加し、国民的運動として農福連携等を応援する主体として、農福連携等応援コンソーシアム(以下「コンソーシアム」という。)を設置する。

#### 2 会員

- (1) コンソーシアムの会員は、趣旨に賛同する経済団体、農林水産業団体、福祉団体その他の関係団体及び関係省庁等とする。
- (2) 会員のほか、趣旨に賛同する企業・法人は、賛助会員として、コンソーシアムに参加することができる。
- (3) 新たに会員又は賛助会員(以下「会員等」という。)になろうとする者は、事務局に申し出、幹事会の承認を得るものとする。
- (4) 会員等から会費は徴収しない。

#### 3 活動

コンソーシアムは、次の活動を行う。

- (1)「ノウフク・アワード」選定による優良事例の表彰・横展開
- (2) 農福連携等を普及・啓発するためのイベントの開催
- (3) 農福連携等に関係する主体の連携・交流の促進
- (4) 農福連携等に関する情報提供
- (5) その他

#### 4 役員

- (1) コンソーシアムに、会長を置く。
- (2) コンソーシアムに、顧問を置くことができる。

#### 5 総会・幹事会

- (1) コンソーシアムの総会は、毎年1回程度開催する。
- (2) コンソーシアムに幹事会を設置する。
- (3) 幹事会は、幹事により構成し、幹事については、追加等の変更を行うことができる。
- (4)総会及び幹事会には、必要に応じて、有識者の出席を求めることができる。

#### 6 事務局

事務局は、関係団体及び関係省庁の協力を得て、農村振興局農村政策部都市農村交流 課において行う。ただし、コンソーシアムが行う事業について、補助事業実施主体が決 定した場合は、それらの協力を得て、当該実施団体において事業を行うことができる。

#### 7 その他

本規約に定めるもののほか、コンソーシアムの運営に関し必要な事項は、幹事会が定める。

## 農福連携等応援コンソーシアム幹事会

経済団体

森島 聡 一般社団法人日本経済団体連合会産業政策本部上席主幹

五十嵐克也 日本商工会議所地域振興部長

齋藤 弘憲 公益社団法人経済同友会執行役

地方団体

近田 恭一 農福連携全国都道府県ネットワーク事務局

(三重県農林水産部担い手支援課長)

農業団体

堀田亜里子 一般社団法人全国農業協同組合中央会くらし・高齢者対策課長

中澤 秀樹 公益社団法人日本農業法人協会参事

福祉団体

小池 邦子 全国社会就労センター協議会常任協議員

羽矢 一弘 公益財団法人日本知的障害者福祉協会生産活動・就労支援部会委員

その他団体

國松 繁樹 一般社団法人日本農福連携協会理事

有識者

濱田 健司 一般社団法人JA共済総合研究所主任研究員

関係省庁

小島まな美 法務省矯正局総務課更生支援室長

田中 大輔 法務省保護局更生保護振興課地域連携・社会復帰支援室長

俵 幸嗣 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課課長

源河真規子 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長

豐 輝久 農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課長

# 農福連携等応援コンソーシアムの今後の活動について

#### (今年度)

#### 【3月13日(金)】

- 〇コンソーシアム設立総会(持ち回り開催)
- ○賛助会員(企業・法人)の募集開始

#### (来年度)

#### 【4月~】

- 〇農山漁村振興交付金(農福連携対策のうちコンソーシアムの運営支援) の公募・選定
- 〇農山漁村振興交付金を活用した民間団体による事業開始
- (〇ノウフク・アワード審査基準の検討・決定)

### 【6月頃~】

○第1回ノウフク・アワードの募集開始

#### 【秋頃~ 】

○令和2年度コンソーシアム総会(第1回ノウフク・アワード授与式)

#### 「農福連携等応援コンソーシアム」入会のご案内

近年、農業と福祉が連携し、障害者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、 障害者の自信や生き甲斐を創出し、社会参画を実現する「農福連携」の取組が、農業経営体に よる障害者雇用、障害者就労施設による農業参入や作業受託等、様々な形で見られるようにな ってきています。

この農福連携の一層の推進を図るため、令和元年6月に決定した「農福連携等推進ビジョン」においては、「農福連携に取り組む主体を今後5年で新たに3,000創出する」という大きな目標の下、「農福連携を全国的に広く展開させて、各地域において農福連携が定着するようにしていくためには、国・地方公共団体、関係団体はもとより、経済界や消費者、更には学識経験者等の様々な関係者を巻き込んだ国民的運動として推進していくことが重要である」とし、国民運動を展開するための機運を高める仕掛けの重要性が位置付けられました。

また、林業や水産業における取組や、障害者のみならず、高齢者や生活困窮者、ひきこもりの状態にある者、犯行や非行をした者にも対象を広げるなど、「農」と「福」のそれぞれの広がりを推進することとされています。

このたび、経済団体、農林水産業団体、福祉団体その他の関係団体、関係省庁等の様々な関係者が参加し、国民的運動として農福連携等を応援するコンソーシアムを設立いたしました。 つきましては、この趣旨にご賛同いただける場合には、規約の内容をご確認の上、コンソーシアムにご入会いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

- 1 農福連携等応援コンソーシアムの概要
  - ・活動内容:「ノウフク・アワード」選定による優良事例の表彰・横展開 農福連携等を普及・啓発するためのイベントの開催 農福連携等に関係する主体の連携・交流の促進 農福連携等に関する情報提供 等
  - ・会員等:(会員)趣旨に賛同する経済団体、農林水産業団体、福祉団体その他の関係団体、 及び関係省庁

(賛助会員) 趣旨に賛同する個別の企業・法人

※会員、賛助会員いずれも会費は無料

#### 2 入会申込

別紙入会申込書に必要事項を記入の上、3の事務担当までご送付ください。入会には幹事 会の承認が必要になりますので、承認が得られ次第、事務担当からご連絡します。

3 事務担当 (農福連携等応援コンソーシアム事務局)

農林水産省農村振興局都市農村交流課難波、堀江

TEL: 03-3502-0033 FAX: 03-6744-0571

e-mail: noufuku@maff.go.jp

# 農福連携等応援コンソーシアム 入会申込書

農福連携等を応援する趣旨に賛同し、農福連携等応援コンソーシアム規約に同意の上、農福 連携等応援コンソーシアムへの入会を申し込みます。

会 <b>負</b> •	質 助 会 負
(関係団体等の方)	(個別の企業・法人の方)
	※いずれかを○で囲んでください。
団体(法人・企業)名:	
総会出席者(予定):	
<u>役職</u>	氏名
※ 実際	<b>祭の総会の出席者が変更となっても構いません。</b>
事務担当 ※当コンソーシアムにおける貴臣	団体(法人・企業)の事務担当者をご記入ください。
団体(法人・企業)名	
役職	氏名
所在地	
TEL FAX	e-mail

【送付先】農福連携等応援コンソーシアム事務局

農林水産省農村振興局都市農村交流課難波、堀江

TEL: 03-3502-0033 FAX: 03-6744-0571

e-mail: noufuku@maff.go.jp

### ノウフク・アワードの概要について (案)

### 1. 目的

○農福連携等に取り組む経営体、地方自治体、個人等を表彰し、これを広く 紹介することにより、農福連携等の取組の更なる拡大を目指すことを目的 とする。

### 2. 公募方法

- ○農林水産省ウェブサイトへの掲載のほか、コンソーシアム参加団体等を通 じて広く公募。
- ○第1回の募集時期は令和2年6~8月頃の2か月程度を予定。
- ○自薦・他薦は問わない。

### 3. 表彰部門

- ○以下の部門を設ける。
  - 経営体部門

(農業経営体、障害福祉サービス事業者、特例子会社等による取組)

• 農福商工連携部門

(生産だけでなく地域の商工業者と連携した加工等の取組)

・農福連携の広がり部門

(高齢者、生活困窮者、林福連携、水福連携等の取組)

• 地方自治体部門

(農福連携等に積極的に取り組んでいる地方自治体の取組)

• 個人部門

(農福連携等で活躍している障害者)

- ○各部門について、大臣賞・局長賞やコンソーシアム会長賞等を設けることを検討。
- ○そのほか、会員又は賛助会員による特別賞も検討。

# 4. 審査基準

- ○審査基準(経営体部門)のたたき台は以下のとおりであり、今後、幹事会 において、検討・決定。
  - ・農林水産業への貢献

(地域において農林水産業の担い手となっているか、農林水産物の生産

量や売上高の維持・拡大につながっているか等)

- ・障害者を含む多様な人々の自立支援・社会参画の実現 (障害者等の働く場や生きがいを創出しているか、障害者等の賃金・工 賃の向上につながっているか等)
- ・地域活性化・コミュニティ維持への寄与 (関連産業の拡大や雇用の増大など当該経営体のみならず地域の活性化 に寄与しているか、コミュニティの維持につながっているか等)
- ・取組の新規性・独自性 (新たな視点での取組やオリジナリティーのある取組となっているか等)
- ・取組の持続可能性 (一過性のものではなく継続的に取り組める持続可能なものとなっているか等)
- ・全国への波及効果 (取組にモデル性があり全国に横展開できるものとなっているか等)

### 5. 選定審査委員会

- ○表彰の候補を適正かつ円滑に選定するため、コンソーシアムの下に、有識 者等からなる選定審査委員会を設置し、審査基準に基づき審査。
- ○選定審査委員会は、有識者・学識経験者2~3名、マスコミ・著名人2 名、農業・福祉関係者2名程度、全体で7名程度により構成することを想 定。

# 6. 表彰事例の普及

○農福連携の取組の拡大に資するため、表彰事例については、コンソーシアム参加団体を通じてその傘下会員等に周知するとともに、ウェブサイトをはじめ、様々なメディアを通じて広く普及に努める。